

国民年金に加入しているかたや老齢基礎年金を受けられる資格期間のあるかたが亡くなったとき、そのかたによって生計を維持されていた子のある妻または子が遺族基礎年金を受けられます。

受給資格のあるかたは

18歳に達する日の属する年度末までの間の子ども
(障害者は20歳未満)

18歳に達する日の属する年度末までの間の子ども
(障害者は20歳未満)と生活している妻
ともに亡くなったかたが次のいずれかに該当している
ことが必要です。

- (1) 国民年金に加入しているかた。
- (2) 国民年金に加入したことのある60歳以上65歳未満のかたで、日本国内に住所があるかた。
- (3) 老齢基礎年金の受給権者であるかた。
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたかた。
ただし、(1)と(2)のいずれかの場合、死亡日前の加入期間のうち3分の2以上保険料を納めているか免

除を受けていることが必要です。(平成18年4月1日前に死亡日がある場合は、死亡日前の1年間に保険料の納め忘れがなければ受けられます)



遺族基礎年金の年金額

子のある妻が受ける場合	103万5,600円
子が受ける場合	80万4,200円

子のある妻が受ける場合は子の加算額がプラスされ、子が受けるときには2人目以降の子について加算額がプラスされます。

(子のある妻が受ける場合)

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	804,200円	231,400円	1,035,600円
2人	804,200円	462,800円	1,267,000円
3人	804,200円	539,900円	1,344,100円

(子が受ける場合)

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	804,200円	0円	804,200円
2人	804,200円	231,400円	1,035,600円
3人	804,200円	308,500円	1,112,700円

住基ネットスタート

住民票コードをハガキでお知らせ

住民基本台帳ネットワークの一次サービスで市区町村ごとに保有している住民情報のうち本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・付随情報)を行政機関などに提供することが8月5日から始まります。提供先などは法律で明確に規定され、提供できる情報も本人確認情報のみです。これにより、従来、行政機関への申請・届出を行う場合に求められていた住民票の写しや現況届などが、省略できるようになります。また、公的個人認証や行政手続きにも本人確認情報の利用が可能となります。

実施に際しては、住民票コードを本人に通知することが義務付けられています。住民票コードは、住民基

本台帳法の改正により、新たに住民票に記載することとなった事項です。住民票コードは、無作為に作成された11桁の数字で、申し出により、変更が可能ですが、コード番号の指定はできません。また、本人に告知を求める制限、行政用途以外の利用制限と民間利用の禁止規定などの保護措置を講じています。

皆さんには、8月中旬ごろに住民票コードを世帯ごとハガキでお知らせしますが、住民票コードに対する特別な手続きの必要はありません。なお、今後、行政機関への届出・申請の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。

詳しくは、住民課戸籍住民係(内線121・122)へおたずねください。